

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-⑩)

施策名	目標3-4 土壌環境の保全							
施策の概要	<p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○畑作物中のカドミウム及び米中のヒ素に関する規格基準設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法確立を目指すための科学的知見の集積を図る。</p>							
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。							
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度			
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	283	288	291	314		
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰越し等(c)	14	0	0			
		合計(a+b+c)	297	288	291			
執行額(百万円)	247	267	266					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)								
測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	基準	実績値				目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度
		-	69.9	74.5	91.5	89.3	集計中	100
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-	
	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値				目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度
-		83.3	83.3	100	100	100	100	○
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり						
	(判断根拠)	<p>○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における指示措置の実施率は約89%(平成28年度)となっている。</p> <p>なお、指示措置の実施率の算出に用いる指示措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が完了しており、達成率は100%となった。</p>						
	施策の分析							
次期目標等への反映の方向性								
学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において、平成29年5月に公布された土壌汚染対策法の改正に伴う政省令事項を中心に議論が行われ、平成30年4月に中央環境審議会より「今後の土壌汚染対策の在り方について(第二次答申)」が答申されたところ。							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省)</p> <p>各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省)</p> <p>各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)</p> <p>各年度 農用地未規制物質対策調査業務及び農用地土壌環境調査手法等検討調査業務(環境省)</p>							
担当部局名	土壌環境課	作成責任者名	名倉 良雄(土壌環境課長)	政策評価実施時期	平成30年8月			
		(※記入は任意)						